

全国

# たばこ 詳 間

2020年2月 February 第886号

- 発行元/全国たばこ販売協同組合連合会  
〒105-0014 東京都港区芝1丁目6番10号  
芝SIAビル7階 TEL.03(5476)7551
- 企画編集責任/株式会社アーネスト  
〒105-0004 東京都港区新橋6-2-1  
木村ビル801 TEL.03(3432)8346

## 全国の組合員の皆様へ

たばこ小売販売業調査に協力を!  
財務省からの依頼に応える—全協

このほど財務省理財局たばこ塩事業室より、全協はじめ関係10団体に「たばこ小売販売業調査」への協力要請があつた。

この調査は、たばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等を把握し、たばこ行政を適切に行っていくための基礎資料を得ることを目的として、財務省理財局が実施するもので、全国のたばこ小売販売業者の中から、標本理論に基づく無作為抽出により合計4,500店舗を対象としている。

調査対象となった店舗には1月に調査票が送付されることから、全協では、全国の組合員に本調査の趣旨を理解し、協力していただけるよう呼びかけている。なお、調査票の発送・回収等については、財務省から委託を受けた株式会社SHNet(エスエイチネット)が行う。

【本調査によって把握された個別の事項については、統計法によりその秘密が保護されており、調査票も同法により統計上の目的以外に使用されることはない】

## たばこ小売販売業者の届出の提出義務

- 営業を休止する場合(休止前にあらかじめ提出する必要があります。)
  - 商号等の変更の届出(商号や住所等に変更がある場合)
  - 承継の届出(相続・合併又は分割等があつた場合)
  - 廃止の届出(小売販売業を廃止した場合)
  - 出張販売取りやめの届出(出張販売を取りやめた場合)

イメージ新のスタンド灰皿<喫煙処>表示



たばこは地元で買いましょう。  
奥煙処

全国たばこ販売組合  
めさせ分煙先進国

「のぼり旗」は、大小(大:縦1440mm×横500mm・小:縦1340mm×横400mm)の2種類。多言語として上部に黄色地に黒で、英語(スマーキング・エリア)、中国語(シーイエンチュ)、韓国語(フビヨンソ)を表示。最下部には、たばこ組合のロゴマークを配した。また、2022年4月の民法改正に伴い成人年齢が18歳に引き下げとなるが、喫煙禁止年齢は20歳の現行通りであることから「20歳未満の喫煙は禁止」とした。「たばこの地元買い」は従来通り。

全協は、多言語表示の店頭用「のぼり旗」大小2種類が、今合われた3万枚を昨年11月下旬に連合会に配付した。大幅に3年前の2016年12月に配付した「のぼり旗」は、緑の地色に黄の「喫煙処」の文字を配した2色刷りだった。正健康喫煙機会の増加・売上げアップへの対応新「のぼり旗」のある。「のぼり旗」を活用配付は、店頭スタンード灰皿の主な設置目的は次の通り。  
ド灰皿を設置する60%を超える組合員（全協調査）を対象としているが、更に組合員の灰皿設置拡大により、喫煙機会の増加・消費場所の拡大、そしてお客様確保と実質的に愛煙家は屋外

ある。「のぼり旗」を活用したスタンード灰皿の主な設置目的は次の通り。  
来る4月に改正健康増進法の全面施行により、既存の小規模店を除く飲食店・事業所・ホテルなどは原則屋内禁煙となり、屋内で喫煙できる場所が極端に限定され、広がると日本人が、外国人も「のぼり旗

回は、目立つ3色刷りイメージを一新(別冊増進法の全面施行)ものである。

外国人が屋外でも安心して吸える喫煙場所の提供は、「環境美化・喫煙マナー向上」(ポイ捨て防止)もつながるばかりか、「煙よりも分煙を。目指すは「分煙先進国」を海外に 알려시めることがある。

ころにはたばこ販売をし  
るとの存在感のアピールで  
り、愛煙家との接点・売上  
の増大につなげるものだ。  
ただし、「のぼり旗」の掲  
場所には、注意が必要で  
る。道路（公道）は道路交通  
で禁止されていること、行  
独自の喫煙規制があること  
たとえ私有地内であって  
通行の妨害とならないなど  
いった、注意と配慮が必要。  
なお、全協では、全国で  
間実施回数5千回・参加  
員6万人の動員で実施さ  
れている美化活動などのイ  
ント用に新たにボランティ  
ア活動を一目で認識できる  
ゴマーケ入りのビーブス（メス  
ユ地のベスト）、サンバイザ

全協

多言語表示の店頭用「のぼり旗」3万枚を配付

示であり、愛煙家のみを対とした間接的な訴求である。いわば、喫煙所がある

2段廣告